

岩手県告示第 591 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 19 条の 2 第 1 項の規定により、更生医療を担当させる医療機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 25 日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 医療機関の名称     | 所在地                    | 担当すべき医療の種類 | 指定年月日           |
|-------------|------------------------|------------|-----------------|
| 医療法人 及川歯科医院 | 北上市川岸四丁目 11 番 22 号     | 歯科矯正に関する医療 | 平成 18 年 4 月 1 日 |
| 八幡町薬局       | 盛岡市八幡町 3 番 22 号        | 薬局         | 〃               |
| りんご薬局       | 奥州市江刺区八日町 1 番 34 号     | 薬局         | 〃               |
| フォレスト薬局一関店  | 一関市弧禅寺字大平 125 番地 3     | 薬局         | 〃               |
| つくし薬局 猪川店   | 大船渡市猪川町字中井沢 10 番地 10 号 | 薬局         | 〃               |
| つくし薬局 末広店   | 上閉伊郡大槌町末広町 6 番 40 号    | 薬局         | 〃               |